

(平成25年8月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件

四国（香川）厚生年金 事案 1086

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年4月30日まで
厚生年金保険の標準報酬月額が減額されたことは知らなかったので、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間に係る標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年4月30日）の後の同年5月13日付けで、5年10月1日に遡って15万円に減額処理が行われていること、及び同社に係る滞納処分票において、申立期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる7人のうち、申立人を含む5人について、平成6年5月13日付けで、5年10月1日又は同年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る登記簿謄本において、申立人が申立期間において同社の取締役就任していることが確認できるものの、同社の元事務員及び元従業員は、「社会保険事務は社長が委託した社会保険労務士にお願いしていたと思う。」、「申立人は、運転手、運転助手や現場の積込みの仕事をしており、社会保険事務には関与していなかった。」旨証言しており、申立人が厚生年金保険に係る届出事務について権限を有していた、又は、当該事務の執行に当たっていたものと判断すべき周辺事情はうかがえない。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

四国（徳島）厚生年金 事案1087

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで
昭和36年4月にA社C工場において勤務を開始してから、平成14年6月まで同一系列の会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事情報及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年8月1日にA社からD社E工場に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が昭和42年8月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（徳島）厚生年金 事案1088

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

昭和36年4月にA社C工場において勤務を開始してから、平成15年3月まで同一系列の会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事情報、D社の後継会社であるE社から提出された入社台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年8月1日にA社からD社F工場に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が昭和42年8月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。